

令和3年度

「地域新成長産業創出促進事業費補助金  
(戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業)」

令和3年7月

jekí

本事業は、経済産業省からの補助を受け、株式会社ジェイアール東日本企画が運営するものです。

# 0. はじめに

## 0. はじめに

### (A)地方企業群とは

- 首都圏及び中枢中核都市を除く市町村に本社を有する、複数の中小・中堅企業等から構成される企業群

### (B)採用支援事業者とは

- 採用活動に係る戦略策定や採用活動において利用するデジタル求人ツール・サービスの選択に対する助言等を通じて、地方企業群が取り組む採用活動の支援を行う事業者。

### (C)採用支援自治体とは

- 首都圏及び中枢中核都市を除く、地方企業群が所在する市町村。

### 都市部の若者人材とは

- 都市部(首都圏及び地方大都市)に在住または通勤・通学する20～30代の人材

0. はじめに

## 1次公募との変更点

- **1コンソーシアムあたりの社数が8社以上の場合も、条件付きで申請可となりました。**  
合理的な理由により1コンソーシアムあたりの補助対象者数((A)地方企業群を構成する中小・中堅企業等)が8社を上回る場合であっても、申請を受け付けます。  
【条件】
  - ・補助上限額は1社あたり100万円以内
  - ・1コンソーシアムあたり合計800万円以内
- **「採用支援自治体と同一の市町村内」もしくは、「採用支援自治体と地理的に隣接する市町村内」に本社が所在しない場合も実態に即し、申請が出来る場合があります。**

※本事業は、都市部の若者人材の地方への移転を支援することを目的とした事業であるため、同一の市町村(採用支援自治体)内もしくは地理的に隣接する市町村(採用支援自治体)内に本社が所在しない場合であっても、「生活圏域」等の観点から地方企業群を構成することに**合理的な理由がある場合には、実態を把握した上で個別判断します。**  
事務局まで事前相談をお願いします。

# 1. 事業の目的

## 1. 事業の目的

### 戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業とは

- (A)地方企業群が都市部の若者人材の獲得に向けて、
- デジタルツールを活用した採用活動を総合的に支援し、
- 採用活動の高度化を図りながら地方への人流を創出することを目的とする事業です。

### デジタルツールを活用した採用活動とは

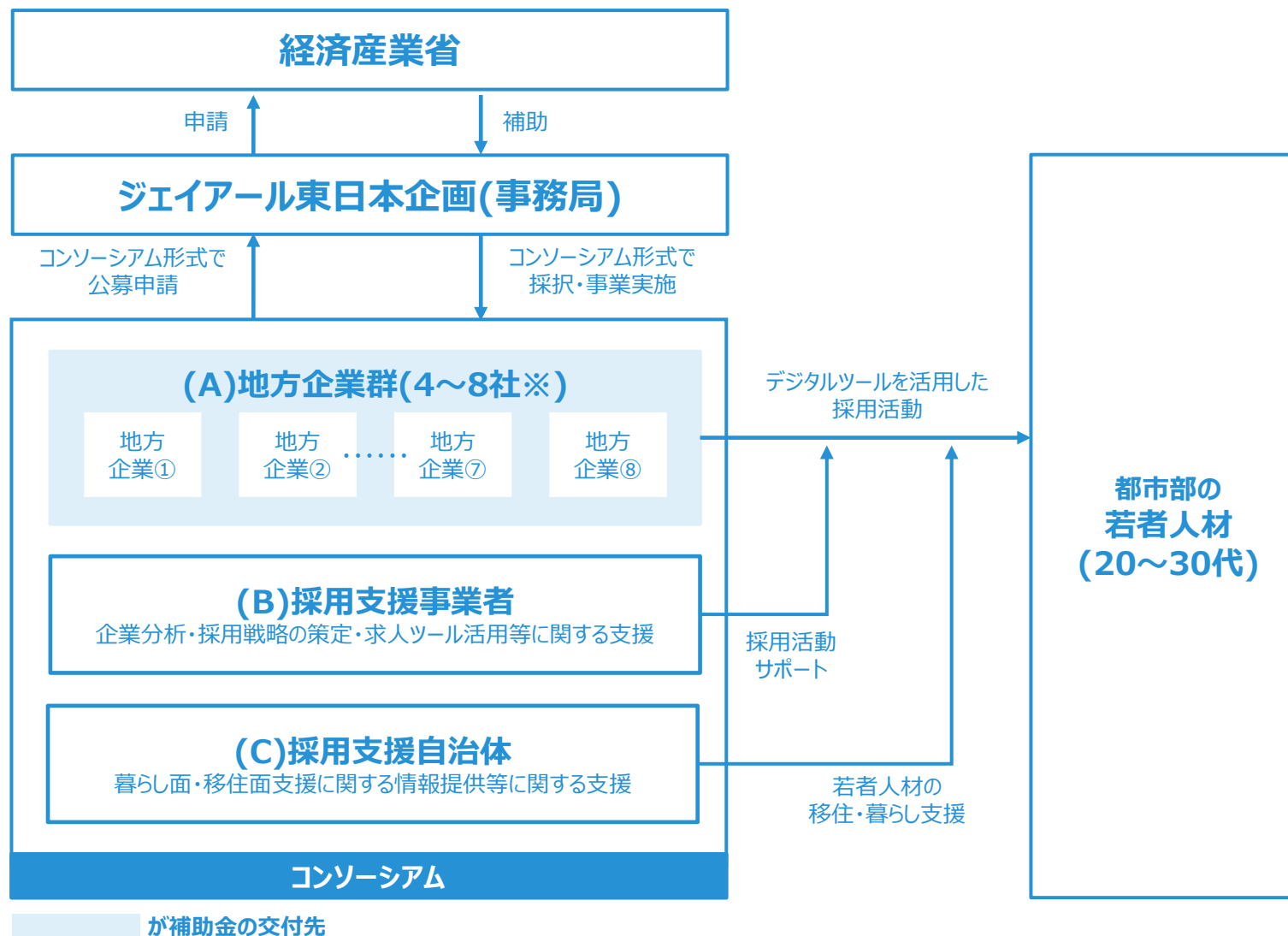
- 自社分析の実施／採用・育成戦略の策定／多様なデジタル求人ツールの選定・活用／オンライン上でのセミナー・インターンシップ・面接／採用プロセスの管理・効果検証／採用活動に係るSNSを活用した情報発信 等

**事業目的の達成に向けては、(B)採用支援事業者からの協力や、  
(C)採用支援自治体からの協力が不可欠。**

## 2. 事業スキーム

# 地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業)

## 2. 事業のスキーム



※合理的な理由により1コンソーシアムあたりの補助対象者数が8社を上回る場合も申請可。



## 2. 事業のスキーム

### コンソーシアムの要件

- (A)地方企業群、(B)採用支援事業者、(C)採用支援自治体の3者により構成されることを原則とします。
- (A)を構成する地方の中小・中堅企業等が複数の市町村に所在する場合は、原則として、その所在する市町村の全てがコンソーシアムの構成員((C)採用支援自治体)となる必要があります。
- コンソーシアムは、(A)もしくは(B)より代表者を選出し、代表者は(A)を構成する各中小・中堅企業等に係る個別の書類を含めて、申請時の必要書類等の取りまとめや提出、補助事業開始後の事務局との連絡等に対応するものとします。なお、申請後に代表者を変更することは原則不可です。ご注意ください。
- 本事業で補助対象者となるのは(A)を構成する中小・中堅企業等のみであり、(B)・(C)は補助を受けることはできません。ご注意ください。
  - ※ ただし、(A)が(B)に対して支払う費用のうち、採用戦略の策定や採用活動において利用するデジタル求人ツール・サービスの選択に対する助言等に係る費用は「コンサルティング費」として補助対象経費に含めることができます。

## 2. 事業のスキーム

### (A)地方企業群

- 首都圏及び中枢中核都市を除く市町村に本社を有すること。
- 原則として、同一の市町村(採用支援自治体)内もしくは、地理的に隣接する市町村(採用支援自治体)内に本社が所在すること。
  - ※ 本事業は、都市部の若者人材の地方への移転を支援することを目的とした事業であるため、上記の要件外であっても、「生活圏域」等の観点から地方企業群を構成することに合理的な理由がある場合には、実態を把握した上で個別判断します。事務局まで事前相談をお願いします。
- 本事業において、採用活動の高度化に係るノウハウを習得・継承可能な人事・採用等の担当者が1名以上存在すること。
- 令和2年度までに若者人材を対象とした採用活動を行っていること。
- 原則として、計画的かつ継続的に若者人材の採用活動を行っていること。
- 令和2年度までに、デジタルツールを用いた採用活動(自社分析・デジタル求人ツールの活用・オンラインセミナーや面接の実施等)に取り組んだ実績があること。
- ※ 本事業はコンソーシアム形式での取組であり、(A)は複数の中小・中堅企業等から構成されますが、採用活動自体は各々の中小・中堅企業等が(B)や(C)の支援を受けながら個別に進めることとします。(A)を構成する中小・中堅企業等同士が採用活動に当たり連携することは必ずしも求められません。

## 2. 事業のスキーム

### (B)採用支援事業者

- 採用活動に係る戦略策定や採用活動において利用するデジタル求人ツール・サービスの選択に対する助言等を通じて、(A)が取り組む採用活動の支援を行う事業者であること。
  - 都市部の若者人材の採用活動について、地方の中小・中堅企業等に対する支援実績を有すること。
  - デジタルツールを用いた企業分析や採用活動に係るコンサルティングサービスについて、深い知見を有すること。
- ※ (B)については、所在地を問いません。  
(A)と同一または隣接する市町村(採用支援自治体)に所在しなくても申請は可能です。
- ※ ただし、(B)は、(A)の要件を全て満たす場合であっても、(A)を兼ねる(補助事業者となり、補助金の交付を受ける)ことはできませんのでご注意ください。

## 2. 事業のスキーム

### (C)採用支援自治体

- 地方企業群が所在する自治体であること。
  - 地方企業群が採用する都市部の若者人材の就職・転職・移住・生活及び暮らし等に際して、支援できる施策や体制等が用意されていること。
- ※ (A)を構成する中小・中堅企業等が複数の市町村に所在する場合は、原則として、その所在する市町村の全てがコンソーシアムの構成員((C)採用支援自治体)となる必要があります。

### 3. 補助対象者

3. 補助対象者

補助事業者としての要件

「地方企業群としての要件」及び「中小・中堅企業等としての要件」の両方を全て満たす者

地方企業群としての要件

- 首都圏及び中枢中核都市を除く市町村に本社を有する中小・中堅企業等から構成されていること。
- 原則として、同一の市町村(採用支援自治体)内もしくは地理的に隣接する市町村(採用支援自治体)内に本社が所在する中小・中堅企業等から構成されていること。

※ 本事業は、都市部の若者人材の地方への移転を支援することを目的とした事業であるため、上記の要件外であっても、「生活圏域」等の観点から地方企業群を構成することに合理的な理由がある場合には、実態を把握した上で個別判断します。事務局まで事前相談をお願いします。

中小・中堅企業等としての要件

- 中小企業法で定める中小企業者・小規模企業者、中堅企業(常勤従業員1,000名未満)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等であり法人格を有する等の組織を形成している者。
- 本事業において、採用活動の高度化に係るノウハウを習得・継承可能な人事・採用等の担当者が1名以上存在すること。
- 令和2年度までに若者人材を対象とした採用活動を行っていること。
- 原則として、計画的かつ継続的に若者人材の採用活動を行っていること。
- 令和2年度までに、デジタルツールを用いた採用活動(自社分析・デジタル求人ツールの活用・オンラインセミナーや面接の実施等)に取り組んだ実績があること。

## 4. 補助対象事業

## 4. 補助対象事業

### 補助対象とする事業について

デジタルツールを活用し、

- ① 主に首都圏エリアの若者人材の獲得を目指す事業
- ② 主に地方大都市エリアの若者人材の獲得を目指す事業
- ③ 都市部(首都圏及び地方大都市)エリアの若者人材の獲得を目指す事業

### 補助対象で扱う求人について

デジタルツールを活用し、

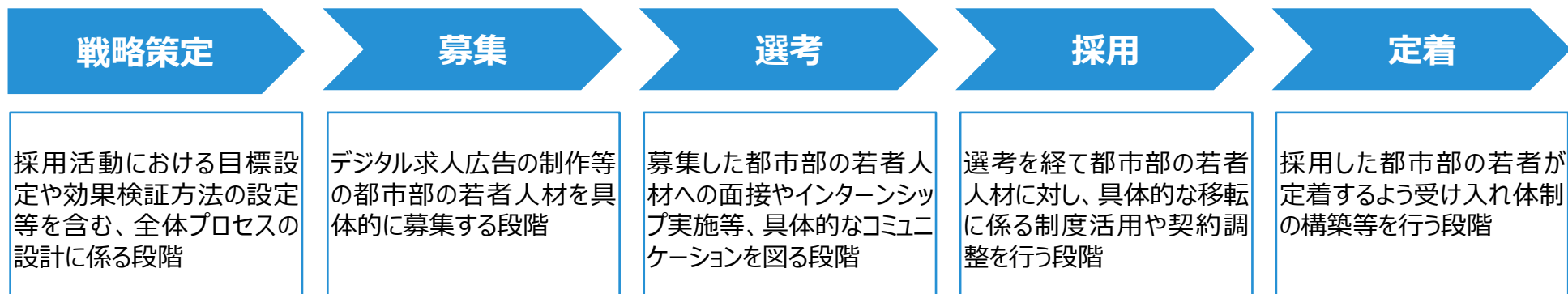
- 都市部の若者人材が募集対象に含まれる求人であることが読み取れること。
- 専業かつ雇用契約を前提とした求人であること。
- 就業場所が首都圏、中核中枢都市、地方大都市を除くエリアであること。

**都市部(首都圏+地方大都市)から若者人材を獲得することを目指す**



## 4. 補助対象事業

### 補助対象事業の特徴



- ✓ 都市部の若者人材へ向けた採用活動の一環として、**インターンシップ**等を実施する事業。
- ✓ **ワーケーション**等の施策と連携させた採用活動やシーズンごとに**柔軟な働き方・仕事内容の提供**を試みる事業。
- ✓ 地域資源を活用した**お試し移住や仕事体験**等、地域との多様な関わり方・機会を提供し、段階的に都市部の若者人材の地方への移転に繋げる事業。
- ✓ より効果的に都市部の若者人材の獲得等につなげるための**上記の取組み(インターンシップ等)**について、コンソーシアム構成員である採用支援事業者や採用支援自治体において、**過去に同様の取組みに携わり、優れた実績を挙げている**など、特に成果が期待される事業。

上記のような創意工夫を凝らし、より効果的に

都市部の若者人材の獲得・移転・定着につなげていく事業を審査時に加点する等、重点的に支援

## 5. 補助対象経費

# 地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業)

## 5. 補助対象経費

補助対象経費				
区分	費目	内容	補助 上限額	補助率
事業費	コンサル ティング費	<p>都市部の若者人材の獲得に向けた地方企業群を構成する中小・中堅企業等の採用活動の高度化に係るコンサルティング等の費用(自社分析・戦略策定・セミナー企画・ブランディングに係るアドバイス等)。</p> <p>※ コンサルティング等の実施に伴い、(B)自身が提供するツール等を利用する場合は、そのツール等利用料も含む。</p>	1社あたり 100万円	1/2
	デジタル ツール費	<p>地方企業群を構成する中小・中堅企業等が都市部の若者人材を獲得するために使用するデジタルツールの利用料。</p> <p>※ デジタルツールのうち(B)自身が提供する若者人材の募集・選考等に直接的に係る求人等ツールの利用料は、補助対象外となります。</p>		

# 地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業)

## 5. 補助対象経費

費目	想定される活用イメージ
コンサルティング費	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタルツールを活用した自社分析に係るコンサルティング</li><li>デジタルツールを活用した採用・育成の戦略策定・実行に係るコンサルティング</li><li>多様なデジタル求人ツールの選定・活用に係るコンサルティング</li><li>オンラインセミナー・インターンシップ等の企画に係るコンサルティング</li><li>デジタルツールを活用した採用活動に係る情報発信や企業ブランディング等のコンサルティング</li><li>デジタルツールを活用した採用・人材管理に係るコンサルティング</li></ul>
デジタルツール費	<ul style="list-style-type: none"><li>都市部の若者人材の獲得に向けた求人サイトの利用料</li><li>都市部の若者人材の獲得に向けたダイレクトソーシングやリファーマル採用等に係るデジタルツールの利用料</li><li>企業SNSを活用した都市部の若者人材の獲得に向けた広報に係るデジタルツールの利用料</li><li>都市部の若者人材の獲得に向けたメディア等へ情報発信に係るデジタル広告掲載</li><li>都市部の若者人材の獲得に向けた情報発信に係るオンラインイベントの開催</li><li>オンライン面接ツール等の利用料</li><li>オンラインインターンシップ等を実施する上でのツール利用料</li></ul>

## 6. 補助事業の実施

## 6. 補助事業の実施

### 補助事業の実施期間

- 交付決定日～原則 令和3年12月31日まで
- ※ 交付決定日は8月末頃を予定しています。

### 補助事業の実施に係る調査協力・報告

- 中間報告書  
事業進捗・デジタルツールの活用状況・効果検証や補助対象経費の執行状況等について、中間報告書にて提出するものとします。
- 実績報告書  
事業終了した際には、補助事業の実施概要を報告するとともに、提出書類及び帳票類を適切にとりまとめた実績報告書を事務局に提出することとします。

## 7. 補助事業の支払い

## 7. 補助事業の支払い

### 補助金の支払時期

- 以下のうち、いずれか早い日に支払うものとします。
  - － 令和4年2月末日
  - － 補助金の支払金額確定月の翌月末日

### 補助金の支払額の確定方法

- 事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づいて事務局が調査(確定検査)を行い、支払額を確定します。
- 支払額は、交付決定額を上限として、補助対象経費のうち実際に支出を要したと認められる費用の合計に補助率(1/2)を乗じた額となります。
- このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証憑書類が必要となります。
- また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。



## 8. 申請手続き

## 8. 申請手続き

### 公募期間

- 07月01日(木)～08月10日(火)12：00 (※必着)

### 事前連絡(採択スケジュールや追加公募等の検討・調整のため)

- 07月02日(金)～08月02日(月)17：00まで

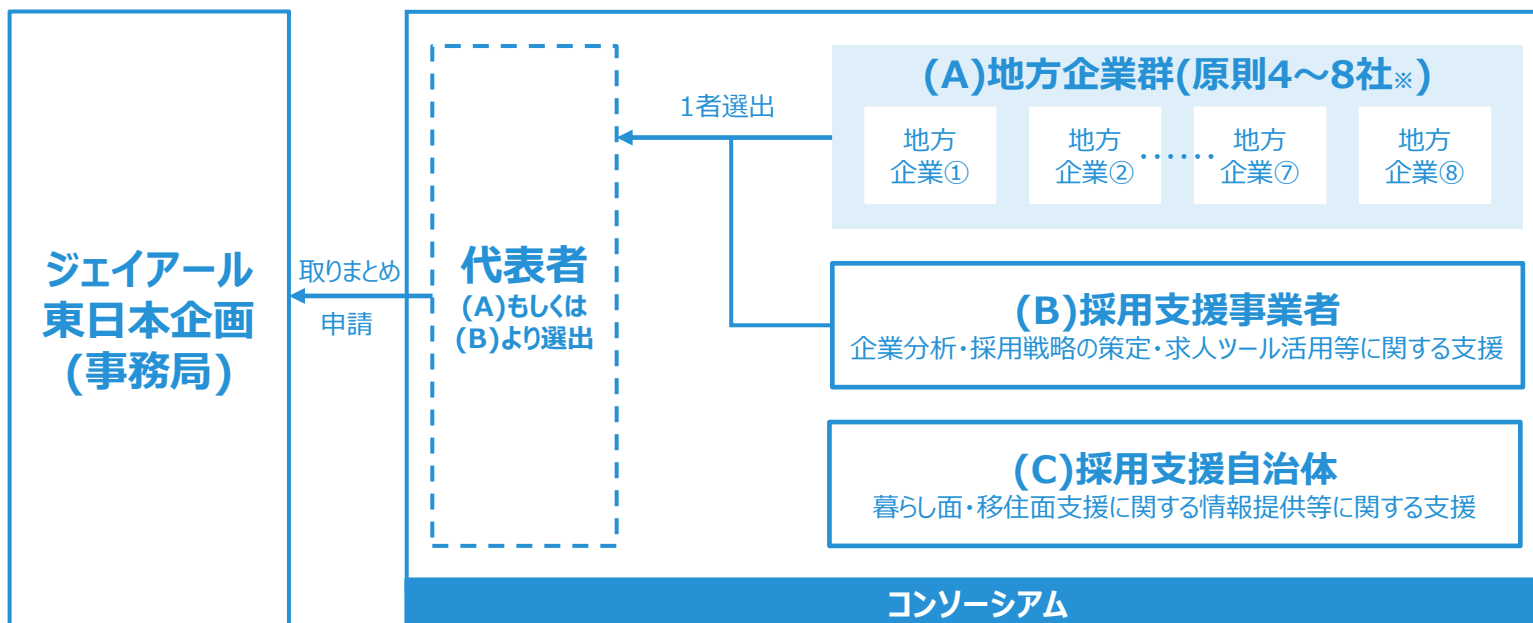
### 個別相談(公募申請の検討に際して不明なこと、相談したいことがある場合等)

- 07月05日(月)～08月06日(金)(※08月04日(水)17：00までに申込み)
- 1回30分目安、最大3回まで。

**開催方法：テレビ会議形式(※使用ツールはTeamsを想定)**

8. 申請手続き

申請形式



が補助金の交付先

※合理的な理由により1コンソーシアムあたりの補助対象者数が8社を上回る場合も申請可。

コンソーシアム形式による申請とし、

(A)地方企業群もしくは(B)採用支援事業者より代表者を1社選出し、申請。

## 8. 申請手続き

### 申請方法

#### • 電子申請の場合

補助金支援システムJグランツより応募を受け付けます。

補助金申請システムJグランツ：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ Jグランツにより電子申請をされる場合は、公募申請に先立って、GビズIDプライムアカウント <<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>> の作成が必要になります。  
[アカウントの取得には2週間程度が必要となるため、公募締切に間に合うよう余裕をもって手続きを実施してください。](#)

#### • メール申請の場合

電子申請が困難な場合、電子メールでの申請を受け付けます。

「戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業」事務局：[info@strategic-tools.jp](mailto:info@strategic-tools.jp)

※ セキュリティの都合上、メールが受信エラーとなる場合もありますので、必ず受領確認メールが来たことをご確認ください。受領確認メールを確認できない場合、事務局までご連絡ください。

## 8. 申請手続き

### 申請書類一覧

- ① 補助事業申請書(ファイル形式：Word)
- ② コンソーシアム確認書(ファイル形式：Word)
- ③ 補助事業計画書(全体計画)(ファイル形式：Word) ※原則A4用紙30ページ上限
- ④ 補助事業計画書(個別計画) (ファイル形式：Word) ※原則A4用紙10ページ上限(別紙を除く)
- ⑤ 補助事業概要書(ファイル形式：PowerPoint)
- ⑥ 補助事業スケジュール(ファイル形式：PowerPoint)
- ⑦ 地方企業群を構成する中小・中堅企業等の直近3年間の収支決算書(貸借対照表及び損益計算書)  
※ 総会資料等でも可  
※ 上記の書類がない設立後1年未満の企業等は、決算書(作成されている場合)の他に、  
事業計画書及び収支予算書を提出
- ⑧ 地方企業群及び採用活動支援事業者の事業概要が確認できるパンフレット・定款等(※任意提出)
- ⑨ 非課税や免税事業者であることを証明する書類  
※ 地方企業群を構成する中小・中堅企業等が該当する場合
- ⑩ 地域未来牽引企業であることを証明する書類(認定証)の写し  
※ 地方企業群を構成する中小・中堅企業等及び採用支援事業者が該当する場合

## 9. 审查·採択

## 9. 審査・採択

### 採択予定件数

- コンソーシアムの採択予定数は1次・2次公募あわせて10件程度とします。
- 1コンソーシアムあたりの補助対象者数((A)地方企業群を構成する中小・中堅企業等)は、原則として4～8社とします。合理的な理由により1コンソーシアムあたりの補助対象者数が8社を上回る場合であっても、補助上限額は1社あたり100万円以内、1コンソーシアムあたり合計800万円以内での申請とします。なお、1コンソーシアムあたりの補助対象者数が4社に満たない場合は審査対象外となりますのでご注意ください。

## 9. 審査・採択

### 審査方法

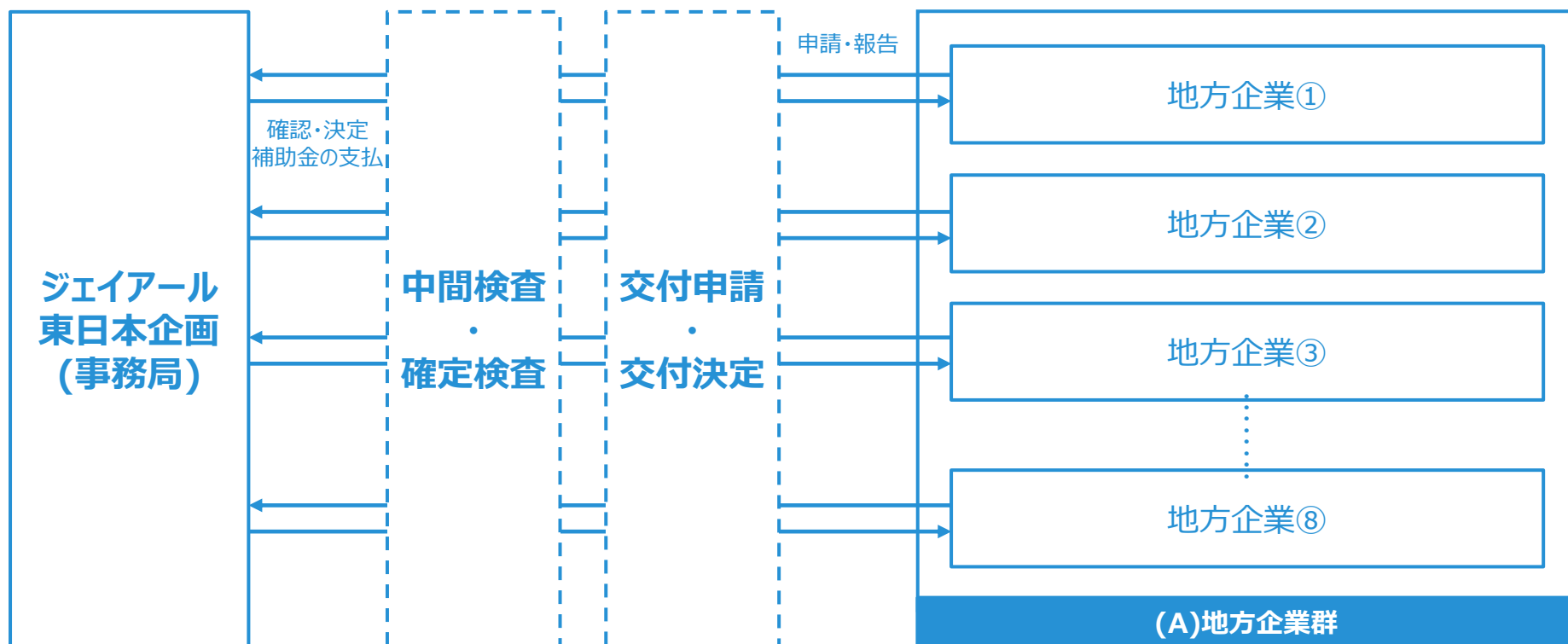
- ① 申請に関して
  - ・申請書類に不備がなく、「3. 補助対象者」を満たしているか。
- ② 実施体制について
  - ・コンソーシアムの要件を満たしているか。
  - ・財務状況等は、適切な補助事業遂行に支障がないか。
- ③ 目的・内容・特徴
  - ・提案内容が、本事業の目的に合致しているか。
  - ・取組目的と内容の整合性があり、具体的な内容となっているか。
  - ・新規性や独創性があり、従来取組との差異があるか。
  - ・課題解決に向けた将来的な見通しを持っているか。
- ④ 効果・成果
  - ・本事業の取組による、具体的な効果が示されているか。
  - ・他事業者の取組への参考、励みになりえるか。
  - ・取組の効果・成果は申請者だけでなく、広く地域経済の活性化に繋がるものか。
  - ・KPIの設定が妥当であるか。
- ⑤ 実施方法・スケジュール
  - ・取組の実施方法や取組規模が適正であり、実現可能なものになっているか。
  - ・官民連携や地域連携・関連事業や他施策との連携等、コンソーシアム形式での取組実施において創意工夫が見られるか。
  - ・インターンシップや仕事体験の実施等、より効果的に都市部の若者人材の獲得・移転・定着につながる取組みが実施されるか。
  - ・実施スケジュールが明記されており、現実的かつ効率的・効果的に遂行するものか。
- ⑥ 経費の効率性
  - ・積算内訳が適切か。
  - ・経費が事業の内容・効果に対して過大ではないか。



## 10. 交付決定

10. 交付決定

採択決定・交付申請・交付決定



- ✓ 補助金の交付先は(A)地方企業群のみとなります。
- ✓ 交付決定日より前に発注・購入・契約等を実施したものは、補助対象経費として認められません。

## 11. その他

## 11. その他

### 公募要領について

- 公募要領は、必要に応じて改訂されることがあります。改訂された場合には、本事業ホームページで周知を行いますので、定期的にご確認ください。

### 補助事業全般について

- 補助金の経理処理は通常の商取引や商慣習とは異なります。そのため、通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。通常の商取引や商慣習上は問題ない場合であっても、補助事業の要件等を満たさない場合は、補助金の交付を受けられない、あるいは交付後に返納を求める場合があります。
  - － 実費弁済の考え方(受益性を排し、補助事業者が実際事業に要した経費を支払う)
  - － 経費の区分管理
  - － 補助事業とその他の事業との区分管理
  - － 時系列での資料整理(いつ行われたのか、時系列の整合性がつくように整理する)

**必ず、公募要領をよくご確認の上、申請をお願い致します。**

## 12. 問い合わせ

12. 問い合わせ

## 公募内容・申請に関するお問い合わせ

### 戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業 事務局

〒150-8508 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

株式会社ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス・地方創生本部

HP : <https://strategic-tools.jp/>

受付時間 : 10:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

E-mail : [info@strategic-tools.jp](mailto:info@strategic-tools.jp)

E-mail 件名 : 【お問い合わせ】コンソーシアム名(企業・団体名)

- ※ お問い合わせ内容等により、ご連絡に多少お時間をいただく場合がございます。  
また、公募要領に記載がある内容については、返信しかねる場合がございますので、ご了承ください。
- ※ お問い合わせはメールにて受付を行います。株式会社ジェイアール東日本企画の代表電話へのお問い合わせはご遠慮ください。

12. 問い合わせ

## GビズID及びJグランツに関するお問い合わせ先

<p>GビズID <a href="https://gbiz-id.go.jp">https://gbiz-id.go.jp</a></p>	<p>「GビズID」ヘルプデスク TEL：0570-023-797 (受付時間：午前9時～午後5時※土・日・祝日、年末年始を除く)</p> <p>※ 上記は、電子申請に際して、GビズIDの取得等に関する問い合わせ窓口です。それ以外の補助事業に関する内容については一切対応できかねますので、お問い合わせはご遠慮ください。補助事業に関する内容については、事務局までメールでお問い合わせください。</p>
<p>Jグランツ <a href="https://jgrants.go.jp">https://jgrants.go.jp</a></p>	<p>「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 メール：jgrants@meti.go.jp</p> <p>※ 上記は、電子申請に際して、GビズIDの取得等に関する問い合わせ窓口です。それ以外の補助事業に関する内容については一切対応できかねますので、お問い合わせはご遠慮ください。補助事業に関する内容については、事務局までメールでお問い合わせください。</p>

**皆様のご応募お待ちしております。**